



宮 崎 県 公 報

平成19年3月26日(月曜日) 第 1865 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 1
 - 建設業法施行細則の一部を改正する規則…………… (管理課) 1
 - 宮崎県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則…………… (用地対策課) 3
- ### 告 示
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 3
 - 保安林の指定の解除予定の通知…………… (") 3
 - 道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 3
 - 道路の区域の決定 (3 件) …………… (") 4
 - 道路の供用の開始 (3 件) …………… (") 5
 - 港湾施設の概要の公示 (2 件) …………… (港湾課) 5

- 都市計画事業の変更の認可 (3 件) …………… (都市計画課) 6

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・文化課) 6
- 産業廃棄物の多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施の状況の縦覧…………… (環境対策推進課) 7
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 7
- 県営土地改良事業計画の策定…………… (") 7
- 市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定 (") 7
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 8
- 第一種市街地再開発事業の施行の認可…………… (建築住宅課) 8

公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 8

選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定……………13
- 不在者投票のできる施設の指定変更……………13

規 則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第十五号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年宮崎県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十号(表画)中「両下肢を手関節」を「両下肢を足関節」に改め、同様式(裏画)中「全く失った」を「全く永久に失った」に改める。

別記様式第二十九号中

「	(1) 施設入所 種類	(2) 入 院 (3) 在 宅 (4) そ の 他	」
		を	
	(1) 施設入所 種類	(2) 入 院 (3) 在 宅 (4) そ の 他 (2) 特別支援学校 (2) 特別支援学級 (3) 就 労	」

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第十六号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和四十七年宮崎県規則第十八号の二)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条を次のように改める。

第二条 法第五条(法第十七条において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する許可申請書及び法第十一条第二項(法第十七条において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する書類には、別記様式による技術関係の職員の名簿を添付しなければならない。

第三条 省令第七条第二号(省令第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により知事が定める許可申請書及びその添付書類並びに省令第十二条(省令第十三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する省令第七条第二号の規定により知事が定める届出書及びその添付書類の部数は、正本一通及び副本二通とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式

技術関係職員名簿

許可番号	
商号又は名称	

1 専任技術者

カナ	氏 名	生年月日	有資格区分等			備考
			コード	資格区分	資格取得 年 月	

2 国家資格者等

カナ	氏 名	生年月日	有資格区分等			備考
			コード	資格区分	資格取得 年 月	

記載要領

- 「2 国家資格者等」は、専任技術者以外の技術者のうち建設業法第7条第2号ハに該当する者を記入すること。
- 専任技術者及び国家資格者等の別に五十音順に記載すること。
- 「カナ」欄は、カタカナで氏名の最初から2文字を記入すること。
- 「有資格区分等」欄は、建設業法施行規則別表(二)に定めるコード及び資格区分によること。ただし、11～98以外のコードを使用する場合は、「資格区分」欄に担当業種及び認定の根拠(実務経験年数、指定学科卒業歴等)を適宜記入すること。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

宮崎県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十七号

宮崎県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

宮崎県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則(昭和三十九年宮崎県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 280号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字赤水谷6929-1 から6929-5まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 281号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 282号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月26日から平成19年4月9日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
19	県道	石河内高城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字坂本1864番2地先から同郡同町同大字同字1988番2地先まで	旧	29.0 ~ 55.0	174.2
				新	0.0 ~ 0.0	

宮崎県告示第 283号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月26日から平成19年4月9日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡高鍋町大字持田字松谷2558番6地先から同郡同町同大字字松原5032番3地先まで	旧	8.8 ~ 18.0	1769.0
				新	0.0 ~ 0.0	

宮崎県告示第 284号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月26日から平成19年4月9日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字北高	旧	11.6 ~ 22.0	859.7

			鍋字中畑田 5013番地先 から同郡同 町同大字字 七反田4965 番3地先ま で	新	0.0 ~ 0.0	0.0
--	--	--	---	---	--------------	-----

宮崎県告示第 285号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字七反田 5253番地先 から同郡同 町同大字字 天神鶴4630 番地先まで	旧	8.6 ~ 18.4	1372.3
			児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字七反田 5253番地先 から同郡同 町同大字字 天神鶴4622 番 1 地先ま で	新	11.2 ~ 22.0	2262.0

宮崎県告示第 286号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡高鍋 町大字持田 字依橋5767	6.9 ~ 22.8	1368.7

			番55地先か ら同郡同町 同大字同字 6368番 1 地 先まで			
--	--	--	--	--	--	--

宮崎県告示第 287号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字持田 字坂本1989 番 1 地先か ら同郡同町 同大字字家 床4973番 3 地先まで	10.2 ~ 29.4	973.0

宮崎県告示第 288号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高 鍋線	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字上畑田 92番 1 地先 から同郡同 町同大字字 小丸 962番 地先まで	11.5 ~ 18.8	228.0
			児湯郡高鍋 町大字北高 鍋字小丸 9 54番 1 地先 から同郡同 町同大字持田	16.8 ~ 55.0	1528.0

		字坂本1990番1地先まで				児湯郡高鍋町大字北高鍋字小丸 954番1地先から同郡同町大字持田字坂本1990番1地先まで	
		児湯郡高鍋町大字持田字松谷2558番6地先から同郡同町同大字字松原5032番3地先まで	8.8 ~ 18.0		1769.0	児湯郡高鍋町大字持田字松谷2558番6地先から同郡同町同大字字松原5032番3地先まで	
<hr/> <p>宮崎県告示第 289号 道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。 平成19年 3 月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>							
路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日			
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡高鍋町大字持田字依橋5767番55地先から同郡同町同大字同字6368番1地先まで	平成19年 3 月26日			
<hr/> <p>宮崎県告示第 290号 道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。 平成19年 3 月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>							
路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日			
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字北高鍋字上畑田92番1地先から同郡同町同大字字小丸 962番地先まで	平成19年 3 月26日			
<hr/> <p>宮崎県告示第 291号 道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、平成19年 3 月26日から平成19年 4 月 9 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。 平成19年 3 月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>							
路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日			
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字北高鍋字七反田5253番地先から同郡同町同大字字天神鶴4622番1地先まで	平成19年 3 月26日			
<hr/> <p>宮崎県告示第 292号 港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。 なお、関係図面は、宮崎県土木部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。 平成19年 3 月26日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p>							

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
細島港	港湾 管理 施設	その 他の 港湾 の管 理の ため の施 設 (照 明 灯)	日向市大字日知屋字 新開 17371番 1 (N-5-11)	5 基	高さ 12.0メ ートル 電力 700ワ ット/ 時

宮崎県告示第 293号

港湾法 (昭和25年法律第 218号) 第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土木部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
平岩港	外郭 施設	防波 堤	日向市大字平岩字上 船人地先 (B-1-20)	延長 8.0メ ートル	天端高 6.1メ ートル
			同上 (B-1-21)	延長 8.0メ ートル	天端高 6.1メ ートル
	防砂 堤	同上 (B-2-6)	延長 24.7メ ートル	天端高 5.5メ ートル	
		同上 (B-2-7)	延長 96.4メ ートル	天端高 5.5メ ートル	

宮崎県告示第 294号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第1項の規定により、平成17年宮崎県告示第45号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- 宮崎広域都市計画道路事業 3・6・37号 上野町通線
- 3 事業施行期間
平成12年 8月 3日から平成20年 3月31日まで
 - 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 295号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第1項の規定により、平成15年宮崎県告示第 219号による日南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
日南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日南都市計画道路事業 3・5・6号 海田天福線
- 3 事業施行期間
平成15年 4月28日から平成20年 8月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 296号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第1項の規定により、平成17年宮崎県告示第 156号による日南都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
日南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日南都市計画道路事業 3・4・4号 平野線
3・6・3号 油津星倉線
- 3 事業施行期間
平成14年 3月22日から平成21年 3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7号) 第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 3月 14日	特定非営利活動法人 NPOのべおか	高橋 政晃	宮崎県延岡市南町 1丁目4番地の1	この法人は、高齢者が安全で暮らしやすい環境づくり、楽しめる地域社会づくりに貢献するこ

とを目的とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 12条第 7 項の規定による産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び同法第12条の 2 第 8 項の規定による特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の提出並びに同法第12条第 8 項の規定による産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施の状況及び同法第12条の 2 第 9 項の規定による特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施の状況の報告があったので、それぞれの計画及び実施の状況を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 計画及び実施の状況の縦覧場所
宮崎県環境森林部環境対策推進課

- 2 計画及び実施の状況の縦覧期間

平成19年 3 月26日から平成20年 3 月26日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮原堰土地改良区（北川町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	盛 武 紀 明	北川町大字長井3920番地
理 事	佐 藤 友一郎	北川町大字長井4009番地
理 事	伊 藤 利 幸	北川町大字長井4396番地
理 事	河 野 良 一	北川町大字長井1307番地－ 1
理 事	大久保 眞 直	北川町大字長井 321番地
理 事	小 谷 のり子	北川町大字長井 307番地
理 事	木 本 富 夫	北川町大字長井5642番地－ 1
理 事	松 本 進 一	北川町大字長井5410番地－ 7
理 事	甲 斐 君 博	北川町大字長井5372番地
理 事	近 藤 秀 子	北川町大字長井5284番地
監 事	木 本 勝 美	北川町大字長井5525番地－ 1
監 事	盛 武 平一郎	北川町大字長井3912番地
監 事	黒 木 重代司	北川町大字長井 232番地

(任期：平成19年 4 月29日まで)

- 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	盛 武 紀 明	北川町大字長井3920番地
理 事	佐 藤 友一郎	北川町大字長井4009番地
理 事	伊 藤 国 博	北川町大字長井4396番地
理 事	黒 木 平太郎	北川町大字長井1344番地
理 事	藤 野 金 造	北川町大字長井 396番地
理 事	藤 野 豊 喜	北川町大字長井 315番地
理 事	黒 田 英 雄	北川町大字長井5521番地
理 事	福 島 正 則	北川町大字長井5987番地16
理 事	黒 田 又 市	北川町大字長井5344番地
理 事	権 藤 健 市	北川町大字長井5260番地
監 事	小 野 武 夫	北川町大字長井3974番地
監 事	盛 武 平一郎	北川町大字長井3912番地
監 事	甲 斐 富 雄	北川町大字長井5375番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、大萩地区泉宮土地改良事業（野尻町、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年 3 月26日から平成19年 4 月23日まで
- 3 縦覧場所
野尻町役場農村建設課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、都城市が行う土地改良事業（馬渡地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成19年 3 月26日から平成19年 4 月23日まで

3 縦覧場所
都城市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成15年宮崎県告示第95号による都城広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画事業の種類及び名称

都城広域都市計画道路事業 3・5・52号 蔵原通線
3・4・52号 大王通線

2 施行者の名称

宮崎県

3 事業所の所在地及び名称

都城市北原町24の21 宮崎県都城土木事務所

4 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行について認可したので、同法第7条の15第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月26日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 施行者の名称

橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業個人施行者

2 事業施行期間

平成19年3月26日から平成21年3月31日まで

3 施行地区

宮崎市橋通西三丁目36番、37番、38番、40番1、40番2、40番3、40番4、40番5、40番6、41番、42番、42番1、42番2、43番1、43番2、36番地先、40番6地先

4 第一種市街地再開発事業の名称

橋通西三丁目地区第一種市街地再開発事業

5 事務所所在地

宮崎市橋通西3丁目10番24号 株式会社日高時計本店内

6 施行認可の年月日

平成19年3月14日

7 施行者の住所

宮崎市橋通西3丁目10番24号
宮崎市広島2丁目1番31号
宮崎市橋通西3丁目3番30号
宮崎県児湯郡川南町大字川南 15266番地

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで(ただし、初年度は平成19年3月26日から平成19年3月31日まで)

9 公告の方法

事務所の前の掲示板に掲示するほか、1に掲げる個人施行者が適当と認める場所に掲示をするものとし、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

10 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成19年4月24日

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十六日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

宮崎県公安委員会規則第五号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第一条 宮崎県道路交通法施行細則(昭和三十五年宮崎県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二区間の欄中「東臼杵郡北川町大字川内名字東榎目山二千二百九番四」を「延岡市北川町川内名字東榎目山二千二百九番四」に、「東臼杵郡北川町大字川内名字貫立七千二百十番一地先」を「延岡市北川町川内名字貫立七千二百十番一地先」に、「東臼杵郡北川町大字川内名字白柱一万二百四十二番一地先」を「延岡市北川町川内名字白柱一万二百四十二番一地先」に改める。

第二条 宮崎県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(信号機の設置又は管理の委任)

第五条の二 法第五条第二項の規定による信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、別記様式第六号の二の申請書により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の委任は、別記様式第六号の三の委任書を交付して行うものとする。

(委任の解除等)

第五条の三 前条の委任は、受任者から委任の解除申請があつたとき、当該信号機の必要がなくなつたとき、又は管理が適切に行われていないと認められるときは、解除するものとする。

2 前項の解除は、別記様式第六号の四の通知書を交付して行うものとする。

別表第一中

一	駐車禁止除外指定車標章の交付申請	〃	〃 第四号	一通	を
二	通行禁止道路の通行許可申請	〃	規則第一の二	一通	

一	駐車禁止除外指定車標章の交付申請	〃	〃 第四号	一通	に
一の	信号機設置管理の委任申請	交通規制課長	〃 第六号の二	一通	
二	通行禁止道路の通行許可申請	管轄所長	規則第一の二	一通	

改める。

別表第二中

一般国道十号	延岡市北川町川内名字東榎目山二千二百九番四から都城市平塚町平長谷百十八番まで
一般国道十号	宮崎市大塚町字横立千三百六十一番一から宮崎市大字相原字高後五百二十六番一まで
一般国道二百十八号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字ニヶ所字境之園八十五番四地先から延岡市昭和町一丁目百十

	番七地先まで
一般国道二百十八号	西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原九百四十九番九地先から西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原九百四十七番一地先まで
一般国道二百二十号	宮崎市橋通東三丁目百二十五番から宮崎市源藤町字葉山二百四十七番四まで
一般国道二百二十一号	えびの市大字東川北字大畑国有林五十三林班れ小班地先から都城市都北町五千九百四十七番五地先まで
一般国道二百六十八号	えびの市大字小田字権太夫六百五番一地先からえびの市大字永山字榎ノ木九百四十番一地先まで
一般国道二百六十九号	宮崎市田野町甲字中原二千八百二十五番九地先から宮崎市源藤町二百十二番三地先まで
一般国道十号	延岡市北川町川内名字東榎目山二千二百九番四から都城市平塚町平長谷百十八番まで
一般国道十号	延岡市塩浜町一丁目千五百三十六番四から延岡市伊形町二千二百三十七番まで
一般国道十号	延岡市伊形町二千三百三十七番から東臼杵郡門川町大字庵川字尾追尻百五十五番十三まで
一般国道十号	延岡市天下町四百九十七番二から延岡市伊形町二千三百三十七番まで
一般国道十号	宮崎市大塚町字横立千三百六十二番一から宮崎市大字柏原字高後五百二十六番一まで
一般国道十号	宮崎市高岡町花見字橋山二千九十六番二から宮崎市高岡町花見字川畑三百六十八番三まで
一般国道二百十八号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字ニヶ所字境之園八十五番四地先から延岡市昭和町一丁目十番七地先まで
一般国道二百十八号	西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原九百四十九番九地先から西臼杵郡高千穂町大字押方字宮野原九百四十七番一地先まで
一般国道二百十八号	延岡市舞野町千四百七十二番三地先から延岡市高野町六十七番四十地先まで
一般国道二百二十号	宮崎市橋通東三丁目百二十五番から宮崎市源藤町字葉山二百四十七番四まで
一般国道二百二十号	宮崎市源藤町字葉山二百四十八番一から日南市油津二丁目五番二十四まで
一般国道二百二十一号	えびの市大字東川北字大畑国有林五十三林班れ小班地先から都城市都北町五千九百四十七番五地先まで
一般国道二百二十二号	日南市春日町一番地先から日南市中央通二丁目九番三地先まで
一般国道二百六十八号	えびの市大字小田字権太夫六百五番一地先からえびの市大字永山字榎ノ木九百四十番一地先まで
一般国道二百六十九号	宮崎市田野町甲字中原二千八百二十五番九地先から宮崎市源藤町二百十二番三地先まで

を

に

	先まで
一般国道二百六十九号	都城市今町七千八百五十五番五地先から都城市大岩田町五千三百三番八地先まで
県道日知屋財光寺線	日向市大字日知屋字越鼻五千八百九十番二十八地先から日向市大字日知屋字片ヶ浜三千三百七十九番四十九地先まで
県道日知屋財光寺線	日向市大字日知屋字越鼻五千八百九十番二十八地先から日向市大字日知屋字片ヶ浜三千三百七十九番四十九地先まで
県道日知屋財光寺線	日向市亀崎東四丁目四十三番地先から日向市大字財光寺千八百十七番一地先まで

を

に

改める。

別記様式第六号の次に次の三様式を加える。

別記様式第 6 号の 2 (第 5 条の 2 関係)

<p>信号機の設置管理委任申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名 ㊟</p>	
設置理由及び用途	
設置予定年月日	
設 置 場 所	
設 置 期 間	
信 号 機 の 種 別 、 型 式	
取 扱 責 任 者	
その他必要事項	

- 備考 1 設置場所の平面図、信号機の取付け図及び構造図その他必要な図面を添付すること。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号の 3 (第 5 条の 2 関係)

信号機の設置管理委任書

宮崎公委第 号
年 月 日

殿

宮崎県公安委員会 印

宮崎県道路交通法施行細則第 5 条の 2 の規定により、次の信号機の設置管理を委任します。

用 途		
設 置 責 任 者	所 在 地	
	代表者氏名	
設 置 年 月 日	年 月 日	
設 置 場 所		
設 置 期 間		
信 号 機 の 種 別 、 型 式		
条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置方法は、別添設置図のとおりとする。 2 設置及び管理に要する経費は、設置責任者が負担するものとする。 3 取扱いについては、所轄警察署長の指示に従うこと。 4 必要がある場合は、設置管理委任を解除することがある。 	

別記様式第 6 号の 4 (第 5 条の 3 関係)

信号機の設置管理委任解除通知書

宮崎公委第 号
年 月 日

殿

宮崎県公安委員会 印

宮崎県道路交通法施行細則第 5 条の 3 の規定により、次の信号機の設置管理の委任を解除します。

受 任 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (代表者名)	
設 置 年 月 日	年 月 日	
設 置 場 所		
信 号 機 の 種 別 、 型 式		
委 任 解 除 の 理 由		
備 考		

附 則

この規則中第一條の親は平成十九年三月十一日から、第二條の親は、同月四日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成19年3月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社西日本福祉サービス研究所介護付有料老人ホームけあらいふ正寿の都	都城市北原町21街区16号	平成19年3月9日

宮崎県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成19年3月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
宮崎市立田野病院	施設 の 名 称	新	宮崎市立田野病院
		旧	田野町国民健康保険病院
宮崎市介護老人保健施設さざんか苑	施設 の 名 称	新	宮崎市介護老人保健施設さざんか苑
		旧	田野町介護老人保健施設さざんか苑
都城市高崎養護老人ホームたちばな荘	施設 の 名 称	新	都城市高崎養護老人ホームたちばな荘
		旧	高崎町立養護老人ホームたちばな荘
	所 在 地	新	都城市高崎町大牟田1340番地1
		旧	都城市高崎町大牟田 837番地

--	--